

**令和3年度 第1回八戸市環境審議会**  
**令和3年7月30日（金） 14時00分～**  
**下水道事務所 3階 会議室**

▼事務局 お揃いになりましたので、ただいまから八戸市環境審議会を開催いたします。本日は、お忙しい中、また大変暑い中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

はじめに、会議の成立についてご報告いたします。本日は委員総数15名中、半数以上の14名の委員にご出席いただいておりますので、審議会規則の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、会議資料ですけれども、お手元にお配りしております次第をご覧ください。次第の下の部分に本日使用する資料名を掲載しております。もし不足の方がいらっしゃいましたら、お声がけいただければと思います。

それでは、ここからは会長に進行をお願いいたします。

▼会長 八戸市の環境審議会の会長を仰せつかっております〇と申します。どうぞよろしくお願いたします。それでは、今年度第一回目の八戸市環境審議会を開催したいと思っております。開催にあたりまして、昨年10月に委嘱状交付してからちょっと時間経ちましたけれども初めての対面の会合となります。前回は、書面という形で審査を行って以来となります。今回は、案件が全部で5つございます。円滑な進行にご協力をお願いします。

まずは、案件の1番ですね「八戸市一般廃棄物処理基本計画の改定について」事務局より説明をお願いいたします。

▼事務局 それでは、案件1についてご説明申し上げます。大変恐縮ですが、座ったままで説明させていただきます。

資料は、縦長の案件1と、横長の案件1添付資料がございます。まずは縦長の資料をご覧ください。一般廃棄物処理計画についてですが、廃棄物処理法に基づき策定するもので、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成されます。10年から15年先を目標年度とする長期計画で、概ね5年ごとに改定することとされております。前回は平成29年度に改定しましたので、今回は令和3年度中に改定作業を行い、ご審議をいただくものでございます。

ご審議にあたり、事務局の方で現状と論点を整理いたしましたので、これにつきまして、担当からご説明申し上げます。

▼事務局 （スライド1p）一般廃棄物処理基本計画の改定について、今後のご審議の参考としていただきたく、現状認識と論点の整理についてご説明いたします。お手元の横長の添付資料とスライドを用いてご説明いたします。

はじめに現状認識として基本計画の構成やごみ排出量の推移について、つづいて、ごみ排出量の目標、ごみ処理における課題、今後の論点について、最後に今後のスケジュールにつきましてご説明して参ります。

まず、一般廃棄物処理計画の構成についてご説明いたします。市町村は廃棄物処理法第6条第1項に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めなければならないとされております。

今年度ご審議いただくのは、こちらの一般廃棄物処理基本計画であり、先ほど説明のありましたとおり、平成 28 年に策定いたしました現在の計画が計画期間を平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間としていることから、今年度がちょうど半分の 5 年ということになりますので、今年度中に見直し、来年度令和 4 年度の初めに計画の改定を進めて参りたいと考えております。

次に、現計画の数値目標について振り返ります。目標年度の令和 8 年度には 1 人 1 日あたりごみ排出量を 900g 以下、リサイクル率は 20% 達成、1 人 1 日あたり最終処分量は 90g としております。

(スライド 2 p) ここからは、ごみ排出量の推移について見てまいります。なお、令和 2 年度の実績につきましても、後ほどの案件 3 にてご説明いたします。

こちらのグラフは平成 22 年度からの総ごみ量の推移です。家庭系と事業系を合わせたものが線グラフになります。平成 25 年度をピークに緩やかに減少しております。家庭系ごみは青い棒グラフになります。基本的に減少傾向ではありますが、平成 29 年以降ほぼ横ばいです。事業系ごみは赤い棒グラフです。令和 2 年度には減少しておりますが、これは新型コロナウイルスの影響から事業活動が停滞したことによるものと思われれます。

(スライド 3 p) こちらは、1 人 1 日あたりのごみ排出量の推移です。八戸市では平成 27 年度からの 6 年間横ばいで、全国平均は平成 28 年度まで減少を続けてきましたが、29 年度からの 3 年間はほぼ横ばいとなっております。

(スライド 4 p) こちらは行政関与分のリサイクル率の推移になります。行政関与分とは、市が回収した資源物と集団回収による資源物のみで、市民がスーパーなど民間事業者の回収活動に出したものを含まないものになります。こうした民間事業者等による回収が増加している影響からか、全国的にも行政関与分のリサイクル率が減少傾向にあります。

(スライド 5 p) 続いて、最終処分量の推移についてのグラフになります。最終処分量は一時的に増加した年度もありますが、概ね減少しております。1 人 1 日あたり最終処分量については、平成 27 年度以降、緩やかな増加と減少を繰り返しながら、ほぼ横ばいで推移しております。

(スライド 6 p) 次に、現計画の主な目標値と実績値を比較いたします。下の棒グラフをご覧ください。まず、左の 1 人 1 日あたりごみ排出量になりますが、令和 2 年度の実績が 974g で、令和 8 年度の目標 900g はもとより、令和 2 年度の推計目標値とも大きな開きがあることが分かります。リサイクル率と最終処分量につきましても同様に、現状では目標と大きな開きが見られます。

(スライド 7 p) ここからは、論点の一つ目として、ごみ総排出量の考え方についてご説明いたします。

これは環境省で全国から集計しているごみ総排出量の定義ですが、自治体が収集する「計画収集量」と処理施設への「直接搬入量」及びリサイクルパートナーが回収した資源物の量「集団回収量」の合計ということになっております。このごみ総排出量については、ごみの種類の内訳を見ていただきますと、家庭系ごみの中に赤字で示しておりますが、資源物や廃食用油を含むものです。つまり、市民やリサイクルパートナーが可燃ごみや不燃ごみとは別に「資源」として分けていただいたものが「ごみ」として集計されているということになります。1 人 1 日当たりのごみ排出量は、この「資源」を含んだ総排出量を人口と日数で割ることで算出されています。現計画ではこの数値を目標としているわけですが、これでは、ごみ排出量を削減しようと資源を分別している市民の努力が反映されないのではないかと考えられます。

そこで、④の 1 人 1 日あたりのごみ排出量から資源物を差引いた値を見てみます。例として一番右の令和 2 年度で説明いたしますが、家庭系と事業系を合わせた値が棒グラフの計で、974g です。このうち事業系を除いた家庭系みの値は、棒グラフの下半分、令和 2 年度は 654g (白抜き数字) です。654g の内の資源物が下の青い部分、( ) 内の数字で 92g ですので、資源物を差引いた値は赤

い線グラフの数字 562g ということになります。この線グラフの推移を見てみますと、横ばいもしくは微増の傾向が認められるため、家庭から出される可燃ごみや不燃ごみが減っておらず、資源物が減少していることが分かります。この値に注目することで、資源物を市民が分別した結果が見えるようになるのではないかと考えています。

(スライド 8 p) 次に、事業系ごみの排出量目標についてご説明いたします。事業系ごみにつきましても、家庭系と同じく 1 人 1 日あたりごみ排出量ということで、人口で割った数値を用いています。

よって、当市のように事業所が集積している都市においては事業系ごみの量が多くなりますので、人口で割った 1 人当たりの数値は、当然大きくなります。③の表を見ていただきますと、事業系ごみの総量は減少しており、事業所数は増減しながら若干の減少傾向、人口は減少傾向ですが、ごみ排出量と減少幅が異なり、相関関係が認められません。このことから、事業系ごみについては、1 人 1 日あたりの排出量を目標の数値とすることが、適当と言えるかどうか疑問であると考えています。事業系ごみについては、例えば、総トン数を何%減らすというような目標とした方が良いのではないかと考えておりますので、今後、案をお示ししたいと思えます。

(スライド 9 p) 次に、論点の 2 として、当市のごみ処理における課題についてご説明いたします。

課題は 2 つあり、1 つ目は先ほど見てきたとおり資源物を除いた焼却・破砕ごみの減量が進んでいない点、2 つ目は処理施設の老朽化等による安定性の確保です。現計画におけるごみ排出量の目標については、主に事業系生ごみの堆肥化が推進されることを前提として設定されておりましたが、民間の堆肥化事業者が平成 30 年度に事業を中止したことから実行不可能になっております。

こちらでは、ごみ排出量の実績を全国平均と比較した表を示しておりますが、当市は特に事業系ごみが多いことも課題として挙げられます。これらのことから、新たなごみ減量やリサイクルを推進する施策が必要となります。また、指標の問題になりますが、リサイクル率は行政関与分のみとなっており、近年市民に普及してきたスーパーなど民間における回収活動が含まれておりません。そのため、民間による資源の回収分について反映させ、市民が分別した努力の成果が見える形で示すことが必要ではないかと考えております。

処理施設の老朽化等につきましては、ごみ焼却施設の平均供用年数は 30.5 年となっておりますが、新しい第一工場も間もなく竣工から 30 年を迎えます。第二工場は、新耐震基準適用前の建築物であり、耐震診断を実施しておりません。ごみの発熱量が設計段階と比べて高くなったことにより、第二工場の処理能力は定格の 7 割にとどまっています。第二工場では第一工場で処理できない大きなごみを焼却していますが、第二工場が停止した場合、これを処理できなくなる可能性があります。ごみ焼却施設や最終処分場の整備期間は、整備の決定から一般的に 10 年から 15 年を要しますので、これらの施設整備の方針検討は喫緊の課題です。

(スライド 10 p) ごみ処理のあり方は、関連法令の目的などから、次の 3 点を念頭に作成されなければなりません。①ごみは、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、適正に、かつ安全、安定的に処理されなければならない。②処理にあたっては、ごみの排出の抑制及び循環型社会形成の視点も必要であり、持続可能な処理体制構築のため、環境と経済の両立を図らなければならない。③ごみ処理施設は、市民の暮らしに直結する必須の都市基盤であり、その停止が許されないことから予防保全の考え方で整備されなければならない。

これらを前提として、次のことについて審議会において議論いただき、基本計画に反映させていきたいと考えております。以下、読み上げます。①目標設定のあり方について 資源物をごみに含めて削減目標とするか否か、また、事業系ごみを人口で割るべきか否か②ごみ排出量等目標の達成

に向けた施策の推進 目標の達成に向けて新たに取り組む又は強化する施策について、他都市の事例を参考に検討③安定的なごみ処理に向けて ごみを安定的に処理するための体制及び現有施設の整備方針（更新／延命化／廃止／民間施設の活用）

今後のスケジュールにつきましてご説明いたします。事務局にて計画の素案を作成し、10月に市長の諮問を受け、審議を開始して参りたいと考えております。以下、ご審議いただいた内容を反映させ、修正を加えながら、12月の審議会を経て2月に最終案を取りまとめでいただき、3月に答申となります。審議会でご審議いただく前に、素案を事前にお送りしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上で説明を終わります。

▼会長 それでは、まず、私からの質問について、回答をお願いします。

●事務局 「案件1」事前質問・意見等について①」参照

▼会長 この計画に関しまして皆さんの方から何かご質問とかありますでしょうか。どうぞ。

▼委員 家庭ごみで出てくる野菜くずとかそういうのが結構水も多くて大変なんですけど、それについて今スーパーさんでは、皮の部分をスーパーで捨てて行く人が結構多くて、そういうことでスーパーの方のそういうようなリサイクルの物が増えていくような傾向にあるんですけど、それが良い事か悪い事かと言うと、スーパーでいろんな物を惣菜系でいろいろと出してる。あと、家庭のごみを少なくするという意味で、野菜系のごみを減らすという意味で、堆肥化がとても重要な事業だったと思うんですよ。それで市の方も支援していたような気がします。

特にユニバースさんとか出てくるのは、そこで、事業所の名前は佐々木総業さんだと思うんですけどね。その事業がなぜ止まったのか。ちょっと噂によると住人の苦情がきたっていう話があって、その悪臭対策というのは、割と出来ない事ではないんだけど、結構悪臭はします。これを実際にやっているのを見に行ったりしたんですけど、カラス来たりなんかして、悪臭はしているんですけども。

ただそこら辺のところの、対策というのはもし県とか市の方で支援してもらえれば存続出来たんじゃないかなと気がするんですけどね。何故その一部の事業者が町の町民みたいな人が苦情ただけで止まってしまうのかっていう、それは噂ですからね、ちょっと私も確認したわけではないんですけど、その辺のところは意見をお聞かせ願ひたい。削減にはとても良い事業だったと思うんですけど。

▼会長 どうぞ。

▼事務局 はい。まず先に、堆肥化事業が止まった原因でございますが我々も周辺住民からの苦情が主なものだったと認識しております。

またこの事業、儲かるかということもありまして。なかなか利益を出していくというのが厳しいというところで先々のことを考えて、やはりその悪臭対策をするとなると大変なお金がかかる、もしくは最新の設備を入れるということですね、そこに投資して回収することがなかなか厳しかった。というような話を聞いてございます。

今後、事業系の生ごみ、厨芥類と申しますが、こういったものを堆肥化という手も一つでございますが、最近十和田市のほうにメタンガス化して、エネルギーに変換するような施設もございまして、そういったところの活用なども促していきたいと思っております。以上でございます。

▼会長 よろしいですか。

▼委員 はい。

▼会長 他にございますか。どうぞ。

▼委員 すみません。今回から委員を務めさせていただきます。

説明のほう、非常に分かり易かったのですが、初歩的なことを教えていただきたいのですが、ここに示したリサイクル率というのは、これは資源物も含めてのリサイクル率なのか。それとも資源物のリサイクルなのか。それとも資源物を除いたリサイクル率なのか。この辺どういったもののリサイクル率になってますでしょうか。

▼事務局 それでは、まずリサイクル率、分母に資源を含む全てのごみが入ります。分子に入ってくる資源物でございますが、例えば、缶、瓶、ペットボトル。あとはダンボールなどの紙系のリサイクル資源物。さらには、リサイクルプラザで処理されたり、清掃工場で処理する過程で得られた鉄などの金属。こういったリサイクル品を分子として持ってきております。以上です。

▼委員 分子というのは、実際リサイクルしたものではなくて回収したものでしょうか。

▼事務局 そうです。回収したものでございます。

▼委員 そしたら今後、その回収率が全国より低くなってきているわけですが、具体的に何が低くて、今後目標として20パーセントに上げるっていうのは八戸市として何を上げたいのかとか、具体的に個別な目標で全国より何が低いので上げたいのか。それとも、八戸市独自としてこういうものを上げたいとか。何かそういったような戦略的というか、考えみたいなものがあればお聞かせ頂ければ、こちらの判断もし易いのかなと思うのですが、その辺どうなっていますでしょうか。単なる数字じゃなくて、これだというそういったものがあると非常にやり易いかなと思うのですが、何かコメント頂ければと思います。

▼事務局 まず、資源物の中で我々行政が回収している物で特に減っているのが、段ボール等の紙系の資源物でございます。例としましては、繰り返しになりますが、スーパー等そういった所にもポイントが付いたりもしますので、市民の方々がお買い物のついでに出されてポイントを貯めている、そういうような生活が想像されます。

リサイクル率をどう上げたい、どこをどう上げたいのかというところでございますけれども、まずこういった缶・びん・ペットボトルの適正排出、例えばラベルを剥がす、キャップを取る、中を濯ぐ、そういった基本的なところを始めとして、今出来なくて特にやりたいと思っておりますのは、その他紙のリサイクルでございます。少し個人的な話をする色んな集積場を見ても、水曜日にその他紙を出しますけれども、缶・びん・ペットボトルの袋数と比べますと、その他紙の袋数は相当少ない。統計的にもまだまだその他紙の排出量を上げる余地があるというふうに見ておりますので、この辺りを重点的にリサイクル率を高めていきたいと思っております。以上です。

▼委員 ありがとうございます。そうすることによってごみが減る、有効に使えるだろうと。はい、ありがとうございます。

▼会長 他にありませんでしょうか。疑問に思うことなんでも構いません。どんどん質問してくれる活発な議論しましょう。どうぞ。

▼委員 はい。今現状認識のご説明をしていただいて、11年位の推移を結構見させていただいたのですが、10年位の推移をみて何らかの対策を講じて、排出量の減少とリサイクル率を上げるとか最終処分量を下げるかという対策を講じてきていると思うんですが、10年の傾向を見ると、令和8年ですけど目標を達成するのがちょっと高い目標になっているのではないかなと思う。目標というのは、やはり現実的に達成するということを見据えて立てなきゃいけないのかなという、ちょっと私なりに少し勝手なことを言いますが、現状を見ると目標をもっと下げるなりしないと、達成ということは難しいのかなと思うのです。

▼会長 そういうこともこれから審議会で審議しましょう、はい。他にありませんでしょうか。

なければちょっと私のほうから、この横向きのスライドが、まず2ページ目。少し細かい話になりますが、ここの計画がございますね。ここ一番左に一般廃棄物処理計画というのがあります。これは上位計画としてこの基本計画の上位計画として存在するものですか。それともこの一般廃棄物処理基本計画と生活排水処理基本計画、この総称として使っているのですか。どちらでしょう。

▼事務局 はい、今のご質問につきましては、後段の通りでございます、ごみ処理基本計画と生活処理基本計画を合わせたものが一般廃棄物処理基本計画でございます。

▼会長 ということで、上位計画はあくまでも八戸市さんの環境基本計画になるというわけですね、わかりました。今回こういう見直しをやるっていうのは、現行の計画が平成29年から始まって、ちょうど5年目、中間ということですね。中間の見直しということという理解でよろしいですね。それは、私も少し計画を確認しないといけないですけど、5年に一回、例えば見直しをするってことを計画に記載されてはいますか。必要に応じてはなっていますか。

▼事務局 確認します。

▼会長 あとでということで。次、2ページ目。

▼事務局 失礼しました。5年ごとに改定するというので、記載してございます、失礼しました。

▼会長 5年ごとですね、はい、わかりました。

それでは、スライド2ページ目ですね。それで、現在の基本計画がスタートした平成29年から見ますと、やっぱり総量としては横ばいですね、ざっと見て。ですから、現在基本計画のどこに問題があるかっていうことと、あと興味があるのはその前の計画ですね、平成28年より前。その計画にどう違いがあったのかっていうそこら辺を少し、後ほどでいいですから教えてください。

要はどこポイントで、市民の方が例えば分別とか、いろんな廃棄物削減しようと思わなくなってしまったのか。たぶん、そこに1つポイントがあると思うんです。だから、その辺ちょっと捉えながら、次の計画っていうのを立てないといけないと思うのです。

これを見ると平成25年がピークということになっていますが、こちら辺に何か規制を分けたことで廃棄物の削減になっているのか。その辺ちょっと教えてください。何か色々ポイントがあったと思うのです。例えば有料化とか、なにかそういう八戸市のイベントとか、そういうのを教えてもらえませんか。だいたいそれは前になる、平成22年より前なんですよ。

▼事務局 まず古くからの1人1日当たりのごみ排出量でございますけれども、平成以降右肩上がりに増えていってございまして、平成12年度に1339グラムとピークを向かえております。そこから平成13年度に2割ほど下がっておるんですけども、そこから減少傾向にあると思います。その要因は、平成13年度に実施いたしました家庭ごみの有料化。ごみ袋をスーパー等で販売するということによって下がっております。

次に大きく下がるものとしましては、平成20年度でございますけれども、この時には事業系のごみの内、紙ごみの搬入規制をいたしました。この二つが大きく下げている要素となっております。以上になります。

▼会長 そうしたら、主に大きな規制というか誘導政策としてはその2点。それ以降は特に大きな何かを取り組みをしたってということはないんですね。あとは、市民の皆さんに色々お願いをするという形でこれまで進めてきたと。ただ、その結果かどうか分かりませんが、横ばい傾向にある。この状況を何とかしなきゃいけないということで、次の計画を作るということで。非常に我々審議会のメンバーにとっては結構重い課題だなと思っております。

あとは、スライドの4ページ。ちょっと時間押すかもしれませんが、申し訳ないです。ここでまず八戸市の行政回収分については、分かりました。あとは八戸市の場合は、スーパー等の店舗回収がここはかなり進んでいるところもあります。この部分をどこまで把握出来るかということが一つポイントになると思います。

県全体だと、データは確かリークいただけたと思うんですけど、市の分だけとかそういうのを事業者の方に提供いただくというのはやはり難しいものなのでしょうか。

▼事務局 現在、県のほうの推計をしておりますけれども、このうち八戸市分だけを出すのは難しいようでございます。今、資源集団回収をされている事業者、組合のほうからのご協力を頂いて、データも頂いておるんですけども、必ずしもその市内の組合事業者の方に各スーパーが集めたトレーや紙等を出しているかというところとそうではないところだったので、そういったところを今後どう把握していくか。また、東北に広く展開されているスーパーだったりすると、内八戸分というのをなかなか出しづらいようございますので、この辺りをどう捉えて県のものを参考にしながら推計していくかというのが課題です。

▼会長 ですから、事業者からそういうデータが得られないとすれば、推計するしかないですね。推計でこれくらいは八戸市内でリサイクルになっているなど、そういうのもちょっと検討しないといけないなと思っております。ちょっと難しいと思います。

続きまして、論点のところに行きましょう。7ページです。まずその四角く上の方、囲んであるところですけども、1人1日当たりのごみの排出量を目標とする場合、市民の分別努力が反映さ

れないというのが、ここをもうちょっと分かり易く言うかどうかになるのでしょうか。教えてください。

▼事務局 はい。今のところ1人1日当たりのごみ排出量には資源の重量も入っておりますので、一生懸命今我々の市民の方々に分けて分別していただくということをお願いをしておるのですが、分けても分けなくても、この1人1日当たりのごみ排出量には影響しないということが課題ではないのかなと思っております。

▼会長 そうですね。ごみと資源物を分けるというのは、私は一つの有効な選択肢だと思っています。この際、大きく踏み込んでごみと資源物を分けてしまったらどうですか。今ごみの中で括っていますよね。要は燃やすごみとか燃やせないごみとかありますけども、それと資源物も大きな括りで二つに分けたらどうですか。そうすると、少し既存の取り組みとか大分手直ししなきゃいけないんですけども、そこまで大胆な取り組みをしてもいいかなあという気はします。

要はそこら辺、ごみと資源物って分けることで市民の皆さんにもわかりやすい形で、やっぱり示していかないと。ごみの中から資源物を抜いてください。それはこれから資源に使うものです。どうしても資源として分別できないものを、例えば燃えるごみとか、そういったことで処理してくださいというような、今までと違ったアナウンスもできると思うんですよね。それは仙台のワケルくんですね。あれが先行して大分経ちますけども、あの取り組みっていうのをそろそろ八戸市にも導入してもいいのかなっていう気はします。

▼委員 ちょっとよろしいですか。その分別についてなんですけども、要はそれで資源物を除くと。そうするとごみが減ると。要は分別したらした分ごみが減るという考えを浸透させるにはいいかと思うんですけども、そしたらその分別したものはどうなっているんですかと。そこの方の情報提供。結構みんな苦労してこうやって、分別するわけですよ。分別したのになんかみんな燃やされちゃったら、全く意味がないわけですから。

▼会長 分別した後のその資源がどこにどう行くか。どういうふうを活用されているか。それが見える化すればいいということですか。

▼委員 そうですね。例えばペットボトルがどこまでリサイクルされているのか分かりませんし、紙も回収したからといってどこまでリサイクルされているかも、その辺もしっかり示さないと、やる方もどれだけこの努力が貢献しているのかも分かり難いので、せっかく分けたのに全部実は燃やしたでは勘弁してほしいから、その辺なんかの情報を提供しないとやっぱり皆さん協力しにくいし、せっかく資源物に分けた効果っていうのも示しにくいのかと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

▼会長 だから、そこら辺も市民の皆さんに見せる。リサイクルすればどうなるのかっていう姿ですね。そういうのを見せると、リサイクルのイメージが市民の皆さんにも。貴重な意見ありがとうございます。

▼委員 それはそれでいいモチベーションになるんですけど。



▼会長 なると思いますね。

▼委員 市民の分別努力が反映されるようにするために、集団回収量を除くという考え方をすれば、現行のごみの排出量は環境省の考え方でこの3つが含まれているものなんですね。そうすると、その集団回収量を除くとなると、これから統計を比較する時に、国の排出量、県の排出量と八戸と同じ基準で比較できなくなるという、問題もあるんじゃないかな。

▼会長 そうですね。おそらく統計の時の、例えばごみ総排出量っていうのはもう環境省の基準に合わせてやるしかないと思うんですね、そこは。ただちょっと統計用のデータの出し方と、あと八戸市内のデータの出し方、二通りできることになりますね。それちょっと混乱する可能性がありますけれどもね。

▼委員 だからこれから議論するべき時に、その辺の整理も必要でないだろうか。

▼会長 そこも必要になりますね。はい。貴重な意見をありがとうございます。その他何かご質問とかありますでしょうか。

ここでとりあえず決める必要はないですね。これから先10月以降、諮問でも議論するという形でよろしいですね。はい。

あとは次の8ページですね。論点、事業系ごみの排出量。こちらについては事業系ごみの排出量を人口で割っても相関はないという話で、八戸市さんとしては総トン数を何パーセント削減すると。そういう形で効果を表したいっていう話ですね。私、これで考えたのは、要は経済活動に携わってこの事業系一廃の産業に、携わっている方の人口っていうのは把握出来ますか。そうするとその産業人口当たりの排出量というのを求めることが出来ると思うんですけど。そこが把握できるか。いかがでしょうか。

▼事務局 はい。把握は可能ではございます。ただ事業所数と一緒にございまして、経済センサスを基にその情報を取ろうとすると、原則5年に1回でございまして、毎年のところ分からないという課題がございます。

▼会長 そうすると例えば、ごみ排出量の市民1人1日当たりにするか、あるいはその分母をどうするかという話ですね。そこら辺がちょっと、何か有効なアイデアが。もし正確に各事業者の従業員数とかというのが把握出来るのであれば、従業員1人当たりこの分野ではこれ位のごみの削減をお願いしますとか、そこら辺が分かりやすく伝えられるのかなとも思ったんですけど。なかなかそこら辺が5年に1回だとちょっと難しい部分もある話ですよ。

何かここら辺でいいアイデアとか皆さんありますでしょうか。単純に総トン数を何パーセント減らす、それも一つの方法だと思うのですけれども。なかなか難しいみたいですね。

▼委員 事業形態によって携わっている人数が変わってくるので、1社で何百人も抱えているところと、十数人以下を抱えているところがあって。それを考えるとやっぱり事業所数で割ってもいいかどうかっていうのも疑問があるんですよ。ただこれはあくまで事業系と比率を、一般系と比率を見ているだけなので、そこまでこだわる必要はあるのかっていう形ですよ。それと棒グラフの重なりが出来なくなっちゃう、分母が違うので。

▼会長 難しいですね。そうですね。私もちょっと勉強したいと思います。

それでは次、9ページ目、論点2ですね。当市のごみ処理における課題というところです。1番として、ごみ排出量のうち資源物を除いたものの減量が進んでいない。2つ目、処理施設の老朽化による安定性の確保。この2つの課題があるということになっております。

まず、資源物を除いたものの減量が進んでいないということで、やはり更に市民の皆さんに分別の努力をお願いします。そこでやはり新しい取り組みというのが一つ必要になるのかなというのを、私は考えています。

後は、青森県で一つ問題というかあったらいいなと思うのが、プラスチック容器包装のリサイクル施設が実は青森県にはないんですよ。ですからその施設があれば、その例えばいろんなスーパーで買ってくる容器とかが、そのリサイクルに繋がるのですけれども、残念ながら青森県、東北の中で確か青森県だけないんですよ。それがあると大分違うのだらうなという気がします。民間企業にお願いして立地して頂くものですかね。何かご存じの方いらっしゃいますか。岩手とか秋田にはあるのですが、青森県だけなぜかない。あまりないみたいですね。あとは分別をやる。八戸市さんは今、分別数は何分別やっているのですか。分別数で、ちょっと配分というのは。

ごみカレンダー印刷してきたのですが。これは家庭ごみの分け方・出し方でちょっと印刷してきたのですが。これを見ると1、2、3、4、5、6分別。1、2。燃やせるごみ、燃やせないごみ、缶・びん・ペットボトル、新聞・ダンボール、雑誌・チラシ、全部で粗大ごみ含めて8分別でいいのですか。八戸市さんの場合は。

▼事務局 全部で12分別ありまして、例えば廃食用油だとか、また、小型家電なども入っております、12分別となっております。

▼会長 見逃してました。12分別ですね。では分別数としてはかなり取り組まれているということですね。あとは、現場の清掃工場の方にお聞きしたいのですけれども、実際にゴミの組成分析などをされて、分別の状況などはどうなっていますか。やはりまだ分別可能なものが含まれている状況ですか。これはちょっと現場の方のご意見をお聞きしたいのですけれども。

▼事務局 おそらくまだ分別可能なものがかなり入っているかと思われまして。

▼会長 かなり余地があるということですね。実質その部分をまた更に分別していく、分別していける余地があるのだというのが分かりました。大変ありがとうございます。

▼委員 よろしいでしょうか。先程私が最初に説明して頂いたときに、段ボールなどの紙ごみを何とか進めたいという話があったと思うのですけれども、今も本当ならば分別されているんだけれども、実際は分別されずに燃えるごみに入っているのだらうなということで、その辺りを上手く出来るか、先程何かごみが減った理由として紙類の持ち込み規制とか、だいぶ貢献したことがあって、そういうのを見ると、もし具体的なポイントとしてはそういったことがまずは効果的なのかなと思ったのですが。全部でやってしまうと難しいけれども焦点を絞りながら行えればと思います。

▼会長 実際にはそのポイントとなるところに焦点を当てて取り組むことを充実させていくことが必要ですよ。先程言われていた、確か個人的にはという話で言われていたその他の紙、雑紙のことでよろしいですか。

▼事務局 青森県では雑紙と呼んでおりまして、我々は、その他紙という言い方をしていました。

▼会長 雑紙ですと、八戸市でそれを回収しているのは生協さん、コープさんじゃないですかね。他にもあるんでしょうか。

▼事務局 他にも、紙袋などに入れていただいて、水曜日の回収、集積所に出せます。

▼会長 なるほど、わかりました。私もいつもスーパーを頼りにしているので。

よろしいですか。あとちょっと老朽化のところでお聞きしたいんですけども、ごみの発熱量が設計段階と比べて高くなったって言うのがこれはどういうことなのでしょう。

ごみの組成が変わってきたんですかね。

▼事務局 はい、お見込みのとおりでございます、具体的に何が増えてきたかっていうところが、昭和50年代と今とで、比較がちょっと出来ておらず想像になりますけれども、おそらくプラスチックごみなどが増えてきたのかなと思います。

▼会長 カロリーが高くなってきたんですね。わかりました。カロリーが高くなったことで、それ以上上げると、施設が損傷してしまうから、控えめに稼働させてという形なんですね。わかりました。

続いてこちらは延命化の見込みっていうのが、八戸市の第一清掃工場の場合令和6年に延命化の見込みという理解でよろしいのですか。

▼事務局 はい、今のところ令和6年を目標とした延命化工事をしております。

▼会長 今もうすでに取り組みしてる。

▼事務局 今は、工事を終わっております。

▼会長 それで、第二工場については今年から。

▼事務局 今年度までを見込んだ工事をしておりました。

▼会長 なるほど。更新工事をすると考えてよろしいですか。

▼事務局 それをするかどうか、また今後の議論かなと思っております。

▼会長 延命化をするって、それ以上まああと20年30年使うとなって、これから更新工事を始めるかその検討をするという意味ですか。リニューアルをするかどうか。

▼事務局 はい、そうですね、それぞれ第一工場は令和6年度まで。第二工場が令和3年度までを期限とする延命化の工事をしました。それで、今後どうするかというのが課題でございます。

▼会長 分かりました。こちらの方では八戸市だけじゃなくて階上町さんと南部町さんも使われている。八戸市だけではなくてそちらのいろいろご意見も参考に進めなきゃいけないんですね。分かりました。

ここまでもちょっと長くなりますけど他に何かご意見とかありますでしょうか。すでに50分経ってしまいました案件1だけで。はい、どうぞお願いします。

▼委員 計画の中に東京みたくプラスチックゴミの分別をするっていう予定はありますか。東京はプラスチックごみも、燃えるごみではないという事で分別している。ちゃんと分別するためには汚れを取ってくれという事で、汚れを取った物だったら、食品トレイでもお弁当箱でもプラスチックとして回収できるということをやっているのですが、それも一つ焼却炉の延命だと、プラスチックがすごく多いので、どうしても燃焼温度が物凄く上がってしまうので、プラスチックゴミを分別しているんです。その分別したあと、どうするかというのは、雑ごみ、雑プラスチックみたいになっちゃうので、それはどうするのかという事がちょっと問題はあるんですけど。ただ、もし国でサーマルリサイクルをもう一回活動してくれって言ったら、それはいくらでも受け取るところはある。はっきり言って。八戸にもありますし、北九州とか鹿島とかでも受け取っていますから。そういう意味で行くと、セクターがその分だけ減らせるという事もあるんですけど、そういう点でちょっと八戸市さんはどう考えるんでしょうか。お聞きしたいんですけど。

▼事務局 はい。現在プラスチック、プラスチックと言いましてもいわゆるトレーなどの容器包装と、弁当箱、バケツとかおもちゃとかそういう製品プラスチックと二種類に分けられております。それぞれをリサイクルということで分別している自治体があるのも承知しております。この方針ですけど現時点でまだこうするというのは固めてはいないです。ただ国のほうとしましてもこの容器包装プラスチックと製品プラスチック、この両方を分別、収集、リサイクルしようということで現在検討中でございますので、その議論の動向を少し見ていきたいなというふうに思っております。

▼委員 はい。

▼会長 よろしいですか、はい。他にありますか、ご質問等。はい、じゃあ案件1についてはもう質問が無いということで。

これは非常に重要な計画になりますので、これからも皆さんの意見を聞いて計画を更に充実させて新たな取り組みっていうのを展開していきたいと考えております。

また、今SDGsという持続可能な開発目標っていうのもありますので、それを取り入れた計画にできればと考えております。これは10月以降の諮問ということですので皆さんご協力をお願いします。

それでは、次に案件2「食品ロス削減推進計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。

▼事務局 それでは、案件2「食品ロス削減推進計画の策定について」ご説明申し上げます。資料は案件2としてお手元に配布しているものをご覧ください。

まず、食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。国内の食品ロス量は、平成30年度の推計で年600万トン、うち事業系が324万トン、家庭系が276万トンとなって

おります。これを国民1人1日当たりに換算しますと130gとなり、茶碗約1杯のご飯の量に相当します。おにぎりがたくさん転がるACのテレビCMをご覧になった委員もいらっしゃるのではないのでしょうか。

この削減について、令和元年度の関連法の施行を受け、自治体に計画策定の努力が求められており、青森県でも令和2年度に計画を策定いたしました。

また、SDGsのターゲット12.3でも、2030年までに世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させるなどの目標が立てられており、これらを背景として、当市においても計画を策定するため、ご審議をいただきたいものであります。

詳細につきましては、担当からご説明申し上げます。

▼事務局 引き続き、案件2の資料をご覧ください。はじめに、食品ロス削減推進計画についてですが、地域の特性を踏まえた食品ロスの削減取組を推進し、国民運動とするため、食品ロス推進法に基づき、各都道府県及び市町村が策定するものでございます。

次に、国の状況でございますが、令和元年10月に食品ロス削減推進法が施行され、令和2年3月に食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が策定されております。

青森県の状況でございますが、県では推進計画を盛り込んだ第4次青森県循環型社会形成推進計画を昨年度に策定しております。

推進計画には、目標、現状及び基本的な方向、施策の方向性及び各主体の取組が記載されており、県全体の目標については、令和12年度までに「一般廃棄物における可燃ごみの中に含まれる未使用食品と食べ残しの割合」を令和元年度比で50%にすること及び「食品ロス問題を認知して削減に取り組む県民の割合」を80%にすることが掲げられております。

最後に、「今後の予定」でございますが、当市では、国や県などの動向をふまえ、ごみ排出量の減量のため、推進計画を策定することとし、環境審議会にお諮りしたいと考えております。

なお、推進計画は、県と同様に一般廃棄物処理基本計画の中に位置づけたいと考えております。以上で説明を終わります。

●事務局 「[案件2](#)事前質問・意見等について①」参照

▼委員 要はこの食品ロスが50%という目標になっているんですけど、今後は50%以下ということですね。その推移、実績ってどうなったのか、把握出来ているのか出来ていないのか分からなかったのです。非常に良くなっているのか、それとも逆に多くなっているのか、それをちょっと。生活の中で目標とするためにはその推移が分からないと、どのように把握するのかと思ったんですけど。

▼事務局 こちらの三番目の委員からのご質問と関連がございますけれども、令和元年、県によって、八戸市においても調査がされてございます。それによりますと、令和元年度未使用食品が0.7%、これは家庭系の可燃ごみにおける割合でございますけれども、未使用食品が0.7%と食べ残しが9.3%、計10%ある。事業系につきましても未使用食品0.6%、食べ残しが8.5%、合わせて9.1%あるということでございますので、ここを起点として目標をどう立てていくかというのはこれからの議論でございますけれども、そこを定点として比較していきたいと思っております。以上です。

●事務局 「[案件2](#)事前質問・意見等について②」参照

▼委員 これの問題というので、3010運動はよく知っているのですが、食品のことで、結構ちょっと前までは、飲食店で要するに腐ったりする問題があって、絶対に持ち帰りをを禁止した時期があって、今はそれがなくなっていることはいいことだと思うのです。それで、いろいろ考えているなあってところはあるんですけど、2番目の問題は、堆肥化の業者が撤退したって問題もあったので、それでちょっと入れたのです。

あと3番目の問題は、プラスチックの回収、トレーの回収ではなくって、容器を紙系に変える。要するに石灰系というのかな、そういうので有機で自然由来で、自然由来のプラスチックっていうものがあるので、それが要するに環境で分解されるってやつですけど、そういうものに変える動きっていうのがなかなか進んでない。結構、トレーの対応がバタバタ進んでいるなあっていうのがあって。本当は個別で積み上げて必要な量だけとれるようにするのが一番いいんですけど。そういうとことの動きで、こういうのがあるよという動きところが、行政では進めることができないのかなと思ったんですよね。

あと4番目の発注業者っていうところであるんですけど、家庭から出てくる油って、なかなか回収が、全スーパーで回収しているかというところではなくて、コープ系だと思うんですよね。生協さんが回収している。そういうことで、全スーパー的にはなかなか行っていないのではないのかなと思っていますので、そこらへんはちょっとどういう風な考えだったのかなってところを少し考えて質問したのですが、すみません。

●事務局 「[案件2](#)事前質問・意見等について③」参照

▼会長 委員よろしいでしょうか。

▼委員 はい、ありがとうございます。

●事務局 「[案件2](#)事前質問・意見等について④」参照

▼委員 ありがとうございます。少し補足すると、この事について事務局の冒頭の説明で、SDGsの事について触れましたが、この事については小学校も含めて多くの学校で今、SDGsを学んで、自分たちで出来る事から始めようという事で実践活動しています。

その12番目の目標に、責任ある生産と消費というSDGsの目標の中に、食品ロス削減がこう具体的に掲げられています。一方で私が関わっている地球温暖化防止活動の関連からすると、今カロリーベースで食糧の需給率が僅か37%ほどということは、63%のものは海外から輸入しています。食糧の重さに運搬する距離を掛けたフードマイレージは、世界で断トツで日本が高い。本当に断トツです。

そういうことで、そのことが地球温暖化の原因になっているということで、そういう中で年間600万トンも捨てているということで、日本は残念なことに世界から不名誉な食品ロス大国になっている。このことを策定し実践していくということがSDGsの12の、先ほど言った責任ある生産と消費と13の気候変動対策、SDGsの二つの目標に迫っていくものだという意味で削減効果を期待したいということで、大いに期待しています。

●事務局 「[案件2](#)事前質問・意見等について⑤」参照

▼会長 はい、他に何かありますでしょうか。特にないようであれば、この案件は、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。続けて案件の3です。「令和2年度のごみ処理実績について」説明をお願いいたします。

▼事務局 それでは、「令和2年度のごみ処理実績について」ご説明いたします。

まず、「1のごみ排出量等について」でございますが、八戸市のごみ処理実績は表のとおりで、列の左側から「排出量」「再資源化量」「最終処分量」となっております。

令和2年度の市民1人1日当たりのごみ排出量は、974グラムで、令和元年度と比較して2グラム減少しております。

次に、「再資源化量」についてですが、より実態に近い姿を見ていただくため、市が収集や中間処理のときなどに回収した行政関与分と把握している範囲内にはなりますが、民間回収によるものを合わせて報告いたします。

上段は行政関与分、下段の括弧書きは行政関与分と民間主導分を合算したものでございます。再資源化率を下段合算で見ますと、2年度は30.8%で、前年度と比較して1.8%の増となっております。続いて、「最終処分量」の一人一日あたりは、107グラムと前年度と比べ3グラム減少しております。

次に「2. ごみ排出量の推移について」でございます。ごみ排出量がピークに達した平成12年度以降は、循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法が制定され、全国的に廃棄物の適正処分が進んでおります。繰り返しになりますが、令和2年度の排出量は、974グラムで前年度比2グラムの減少となっておりますが、平成27年度からの6年間で見ますと、ほぼ横ばいで推移しています。

最後に「3. 今年度の取組について」でございますが、これまで、平成13年度の家庭ごみの有料化、平成20年度の事業系紙ごみの清掃工場への搬入規制実施等によりごみの減量化を推進してまいりました。今年度は、多量排出事業者とごみ減量に係る意見交換を行うほか、外部講師によるごみ減量を目的としたエコ料理イベントや、ごみ分別に係る市民への啓発の強化などにより、排出量の削減を図ることとしております。一方で、新型コロナウイルス感染症の動向が排出量に及ぼす影響についても引き続き注視していくことが必要であると考えております。以上でございます。

▼会長 ありがとうございます。この案件について、2件の質問が寄せられています。まずは、溝江委員の質問に対して、回答をお願いします。

●事務局 「案件3事前質問・意見等について①」参照

▼会長 ありがとうございます。委員いかがでしょうか。

▼委員 今、答えられる範囲で結構ですが、回答にあった最後の新たな取り組みが必要だ。確かに私も目標とのギャップがあるのでそう考えますが。今考えている新たな取り組み、もしあれば補足して頂ければ有難い。

▼事務局 今これをというのは、10月にかけてお示ししていきたいと思っておりますけれども、ターゲットとしましては事業系の所を、やはり全国と比べても多くございますので、何かできることがないのかなというのが一つございます。後は、新しくはないんですけども、先ほど申し上げまし

た紙ごみをどう徹底して減らすかというところで、従来の普及啓発活動よりも更に何か踏み込んだものが必要だなというふうに思っています。

▼委員 紙ごみのことについて皆さんにちょっと紹介しますが、県は小学生3Rチャレンジ事業ということで、県は雑紙回収チャレンジ活動をその中でやって、県は県内の全ての小学校にこれを夏休み以降取り組むための案内をしています。環境政策課で八戸市内の、どれくらいの学校が取り組んでいるかどうかを把握せずされているかどうか、そして学校に何かそういう活動する為の働きかけ方をしているのか、もしあれば、無ければ無いで結構です。

▼事務局 まず、どの小学校が取り組んでいるかにつきましては、県のほうからも報告を頂いておりまして把握してございます。ただ10校も無かったはずでございまして、これをもっと広げたいなというふうに思っています。我々としましては県から依頼を受けてということではありますけれども、各学校に取り組んでいただくよう周知をさせていただいております。その程度でございませう。以上でございます。

▼会長 よろしいですか。よろしければ、続きまして、私の質問に回答をお願いいたします。

●事務局 「**案件3**事前質問・意見等について②」参照 追加別紙1・2

▼会長 ありがとうございます。では、この案件3について、皆さんの方からご質問ありますでしょうか。なければ、案件3について終わりにしたいと思います。続いて案件4です。「令和2年度公共用水域水質測定結果について」ご説明をお願いいたします。

▼事務局 それでは、令和2年度公共用水域水質測定結果につきまして、資料に基づきご説明いたします。なお、令和2年度から、これまでの河川、海域に加えまして、新たに世増ダム貯水池の測定を開始しております。

まず、1の水質の測定結果でございますが、(1)河川につきましては、新井田川5地点、五戸川1地点、浅水川1地点において測定を実施し、河川における水質汚濁の代表的な指標であるBOD及び水生生物保全環境項目並びに人の健康の保護に関する項目いわゆる健康項目ですが、それぞれの全ての環境基準点で環境基準を達成しております。

次に、(2)海域でございますが、八戸前面海域14地点、南浜海域2地点において測定を実施し、海域における水質汚濁の代表的な指標であるCOD及び健康項目それぞれの全ての環境基準点で環境基準を達成しております。

次に、(3)湖沼でございますが、世増ダム貯水池1地点において測定を実施し、湖沼における水質汚濁の代表的な指標であるCODについては環境基準を達成できず、水生生物保全環境項目及び健康項目については全て環境基準を達成しております。

CODの環境基準未達成につきましては、原因については特定は難しく、現時点では不明ですが、今回が初めての調査であり、まずは今後蓄積されるデータにより経年変化も見ながら観察して参ります。

次に、2の底質の測定結果でございますが、この測定は底質の悪化の状況を調査しているもので、新井田川1地点、八戸前面海域5地点、世増ダム貯水池1地点で重金属類を含む13項目につ



いて測定した結果、新井田川及び八戸前面海域については概ね例年どおりでございました。世増ダムにつきましては、今回が初回の調査になりますので、今後底質の状況を経過観察して参ります。

次のページ、資料1に参りまして、測定地点図でございます。上の図1は河川及び海域の測定地点でございます、丸の数字は海域のステーション番号になります。なお、馬淵川については国土交通省において、奥入瀬川については、青森県において測定が行われているものでございます。下の図2は世増ダム貯水池の測定地点でございます。

次のページ、資料2はその次のページにわたりますが、表1は各環境基準点の測定結果でございます。真ん中の表、環境基準を達成できなかった世増ダムのCODでございますが、表層は環境基準3mg/lに対し3.7mg/l、中層は基準3に対し2.5、低層は基準3に対し4.6でございました。

次のページに参りまして、表2は調査補助点の測定結果でございますが、環境基準による評価には含まれず参考として調査しているものでございます。その下の表3は、水生生物保全環境項目の測定結果でございます。その下の表4は、底質の測定結果でございます。

次のページからその次のページにわたりまして、資料3は、河川、海域、湖沼それぞれの健康項目等の測定結果でございます。説明は以上でございます。

▼会長 ありがとうございます。この案件につきまして、2件の質問が寄せられています。まずは、委員の質問への回答をお願いいたします。

●事務局 「[案件4](#)事前質問・意見等について①」参照

▼会長 よろしいでしょうか。

▼委員 はい、ありがとうございます。

▼会長 それでは、次に私の質問への回答をお願いいたします。

●事務局 「[案件4](#)事前質問・意見等について②」参照 追加資料グラフ2 p

▼会長 ありがとうございます。では、この案件4について、他の委員の方からご質問ありますでしょうか。なければ、案件4これで終わりにしたいと思います。続いて案件5「令和2年度 地下水水質測定結果」ご説明をお願いいたします。

▼事務局 それでは、令和2年度地下水水質測定結果につきまして、資料に基づきご説明いたします。地下水の水質測定につきましては、概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査の3つの調査区分により段階的に実施しているものでございます。

まず、1の概況調査でございますが、市内の全体的な地下水質の状況を把握するために市内全域を5年で一巡する調査で、市内5地点で測定した結果、全ての環境基準項目において環境基準を達成しております。

次に、2の汚染井戸周辺地区調査でございますが、前年度の概況調査により汚染が確認された地区において、その汚染井戸周辺を調査するもので、砒素について調査した中居林地区4地点及び田向地区1地点のうち中居林地区1地点で、鉛について調査した根城地区4地点及び売市地区1地点のうち根城地区2地点にてそれぞれ微量検出されております。

次に、3の継続監視調査でございますが、汚染井戸周辺地区調査で汚染範囲を確定した後、定点を設け、経年変化を把握するための調査で、市内35地点それぞれの測定項目について測定した結果、鉛が1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が6地点、ほう素が2地点、ふっ素が1地点で環境基準値を超過しております。環境基準値を超過した地点については井戸所有者に井戸水を飲用しないように注意喚起するとともに調査を継続し、3年間連続して環境基準値の9割を超えないことを確認した田向地区、八幡地区、櫛引地区、新井田地区の各1地点及び石堂地区1地点のほう素につきましては調査を終了するものでございます。

次のページ、資料1に参りまして、調査地点のおおよその位置を示したものでございます。1から5までが概況調査、6から15までが汚染井戸周辺地区調査、16から50までが継続監視調査を実施した地区になります。

次のページ、資料2に参りまして、上の表1が汚染井戸周辺地区調査での検出結果、真ん中の表2が継続監視調査超過地点の測定結果、下の表3が調査を終了した地点でございます。説明は以上でございます。

▼会長 ありがとうございます。この案件5につきましては、4件の質問が寄せられています。まずは、加藤委員の質問への回答をお願いいたします。

●事務局 「**案件5**事前質問・意見等について①」参照

▼会長 委員、いかがでしょうか。

▼委員 震災の時に隣の井戸を使わせて貰いました。井戸に溜まっていたから。飲料用にはしなかったですけども、とても助かったのです。だからそういう時にあるということは、防災上非常に助かるのです。

特にトイレ、今は水洗化されているトイレに使ったり、洗い流す位で十分なので、そのようなことに対しての所があるので、そのような情報が少し必要かなと思ったのです。

個人にとどまるのではなくて、こういうとこに井戸があって、ここら辺の地形はこうだよというそのような情報も結構防災上役に立つのではないかっていうふうに少し、そのような観点でも考えて貰いたいという事です。

▼会長 よろしいでしょうか。それでは、続きまして委員の質問への回答をお願いいたします。

●事務局 「**案件5**事前質問・意見等について②」参照

▼会長 委員、いかがでしょうか。

▼委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

▼会長 続きまして、委員への回答をお願いいたします。

●事務局 「**案件5**事前質問・意見等について③」参照

▼会長 はい、ありがとうございました。委員、いかがでしょうか。よろしいですか。では、最後、私の質問への回答をお願いいたします。

●事務局 「案件5事前質問・意見等について④」参照

▼会長 はい、ありがとうございます。この案件5について、他に何かご質問ありますでしょうか。はい、どうぞ、お願いいたします。

▼委員 金属の砒素と鉛の検出なんですけれども、汚染井戸というのは前年に出た時にその次の年に測定する。で、継続の方に出ていなければ、前年だけの汚染ということになって、継続してずっと自然由来で出ている可能性もあるんでしょうか。

▼事務局 そのとおりでございます。継続の方で出ていないものについては、その後3年間環境基準の9割に達しなかったということで終了したものでございます。

▼委員 結構そういうことって、メッシュもそうなんですけど、ずっと継続して測るものではなくて。

▼事務局 定点設けて一箇所ですり、監視しています。

▼会長 ありがとうございます。他にご質問ございませんか。なければ案件5についてもこれで終わりにしたいと思います。

それでは、今日の案件は全て終了しました。司会を事務局へお返しします。よろしくをお願いいたします。

▼事務局 本日は、長時間にわたり熱心なご審議ありがとうございました。事務局より連絡事項がございます。次回の、2回目の環境審議会は10月の開催を予定しております。また、3回目が12月、4回目が来年2月の開催を予定しております。次回以降の開催の日時候補日は決まり次第ご連絡させていただきます。それでは、これで審議会を終了いたします。本日は、誠にありがとうございました。